

温泉受湯権譲渡承認手順

	現契約者（譲渡人）	新契約者（譲受人）	(株)小田急箱根
1	「温泉受湯権譲渡承認願書」をダウンロード・記入のうえ添付資料とあわせて送付		
2			現契約者（譲渡人）からの資料を受領後、承認。 ※承認まで約3ヶ月以上かかる場合があります
3			承認完了後、新契約者（譲受人）へ温泉受湯権譲渡承認に係る「諸経費内訳書」を送付
4		「諸経費内訳書」を受領後、(株)小田急箱根の指定口座へ譲渡承認料および給湯保証金を振込	
5			新契約者（譲受人）からの譲渡承認料および預り保証金の振込確認後「保証金預かり証（原本）」を発行し送付
6			現契約者（譲渡人）の債務整理完了後「給湯保証金預り証（原本）」の返送と「保証金返還願書」の届出を依頼
7	契約時に(株)小田急箱根が発行した「給湯保証金預り証（原本）」の返送、および「保証金返還願書」をダウンロード・記入のうえ送付		
8			「給湯保証金預り証（原本）」および「保証金返還願書」を受領後、現契約者（譲渡人）指定口座へ保証金を返還
9			温泉供給契約書を2部作成し、新契約者（譲受人）へ送付 ※契約締結日は毎月16日付となります
10		契約書に署名・押印後2部返送	
11			契約書に署名・押印後、契約書1部と「温泉受湯権譲渡承認書」を送付
12	～ 手続き終了～		